

# 不燃化特区専門家派遣支援制度のご案内

荒川区では、木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、不燃化特区内において建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣しております。

お困りの方はぜひご活用ください。

「今の敷地でどのような建物が建てられるの？」

「祖母名義の土地・建物を相続し建替えたいけど土地の名義変更や税金のことがわからない...」  
といった相談に専門家がお応えします。

## 【制度を利用できる地域】

不燃化特区の区域内 裏面に区域を記載しております。

## 【専門家派遣を利用できる方】

以下の所有者等、または上記が存する土地の所有者等

- ・ 築15年以上の木造建築物
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

## 【制度の内容】

建替え除却に伴う権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を**無料**で派遣します。

相談時間：2時間 相談回数：同一年度に5回まで

専門家派遣先：荒川区

## 【派遣できる専門家】

弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー



## 【お申し込みから相談までの流れ】

専門家派遣の申請 ※1

派遣決定 ※2  
専門家の選定

日程調整 ※3

専門家への相談

申請から派遣まで約4週間

### 〈必要書類〉

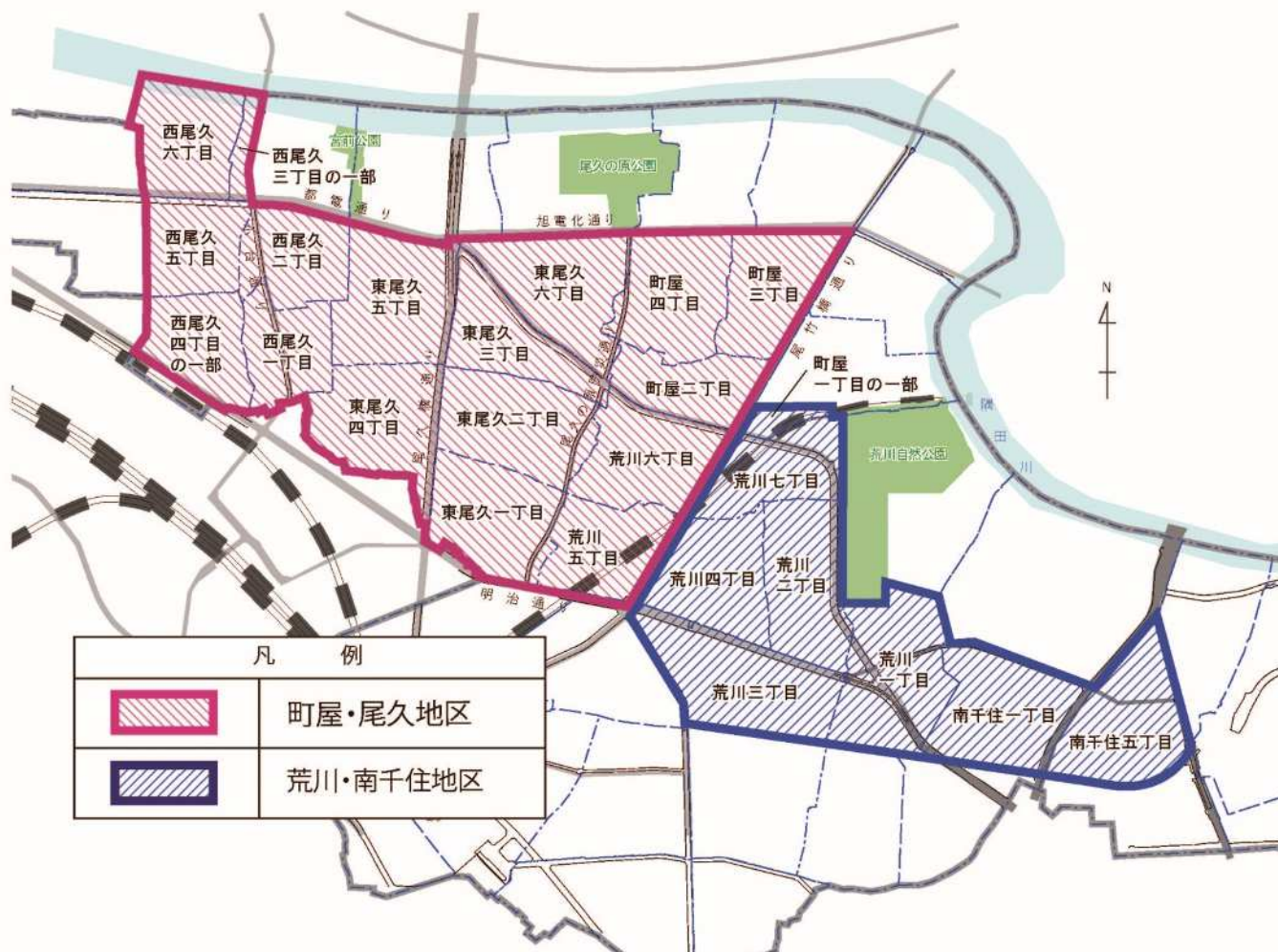
- ・ 専門家派遣申請書
- ・ 既存建物の構造、面積、建築日が記された書類
- ・ 建築所有者又は土地所有者が記された書類  
(建物又は土地の全部事項証明書、  
固定資産税・都市計画税課税明細書等)

- ※1 再相談の際はその都度、専門家派遣の申請が必要になります。
- ※2 区が専門家を選定し、派遣の決定通知をお送りします。
- ※3 申請の際に希望された日程で調整ができない場合、専門家から日程調整の連絡をいたします。

申請者

荒川区

## 【不燃化特区の区域について】



### 【町屋・尾久地区】

荒川五丁目全域、荒川六丁目全域、町屋二丁目全域、町屋三丁目全域、町屋四丁目全域、東尾久一丁目全域、東尾久二丁目全域、東尾久三丁目全域、東尾久四丁目全域、東尾久五丁目全域、東尾久六丁目全域、西尾久一丁目全域、西尾久二丁目全域、西尾久三丁目の一部（21番から26番）、西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）、西尾久五丁目全域、西尾久六丁目全域

### 【荒川・南千住地区】

荒川一丁目全域、荒川二丁目全域、荒川三丁目全域、荒川四丁目全域、荒川七丁目全域、南千住一丁目全域、南千住五丁目全域、町屋一丁目の一部（1番、2番、19番から21番）

### <お問い合わせ先>

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係  
電話 03-3802-4319